

別紙 3 - 3

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

改正後	改正前
<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護保健施設サービス イ・ロ (略) 注1～7 (略)</p> <p><u>8 介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(Ⅲ)及び(Ⅳ)、介護保健施設サービス費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)の介護保健施設サービス費(ⅱ)並びに介護保健施設サービス費(Ⅳ)の介護保健施設サービス費(ⅱ)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設については、室料相当額減算として、1日につき26単位を所定単位数から減算する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 「別に厚生労働大臣が定める施設基準」＝厚生労働大臣が定める施設基準第五十七号の二【参考23-3】</p> </div> <p><u>9～22 (略)</u> ハ～ケ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 介護医療院サービス イ～ハ (略) 注1～8 (略)</p> <p><u>9 II型介護医療院サービス費(I)のII型介護医療院サービス費(ⅱ)、II型介護医療院サービス費(Ⅱ)のII型介護医療院サービス費(ⅱ)、II型介護医療院サービス費(Ⅲ)のII型介護医療院サービス費(ⅱ)及びII型特別介護医療院サービス費のII型特</u></p>	<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護保健施設サービス イ・ロ (略) 注1～7 (略) (新設)</p> <p><u>8～21 (略)</u> ハ～ケ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 介護医療院サービス イ～ハ (略) 注1～8 (略) (新設)</p>

別介護医療院サービス費(ii)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護医療院については、室料相当額減算として、1日につき26単位を所定単位数から減算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める施設基準」＝厚生労働大臣が定める施設基準第六十八号の四の二【参考23-3】

10～16 (略)
ト～フ (略)

9～15 (略)
ト～フ (略)